7 農 地 第 4 8 3 号 令 和 7 年 1 0 月 8 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南相馬市長 門馬 和夫

市町村名	南相馬市									
(市町村コード)	(07212)									
地域名		鹿島EAST地区								
(地域内農業集落名)		南右田、南屋形、北海老、港、南海老、北屋形、南柚木、永田、永渡、 E、塩崎、川子、大内、烏崎、小島田)								
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和7年10月8日								
励哉の和未ぞ取り	まとめた千月ロ	(第5回)								

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

・東日本大震災後、約784ha(受益面積)で基盤整備事業を行っており(施工中を含む)、これに伴い、営農改善組合(農用地利用改善団体)や農業法人等が設立され、担い手への集積が進んでいるが、農業法人等で働く人材の確保・育成が課題。

・基盤整備事業を行っていない集落では、自己完結型の営農形態が多く集積が進んでいないとともに、高齢化による後継者不足が課題であり、基盤整備をはじめとする生産基盤の強化や、担い手(農業法人等)への集積が必要。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、収益性の高い園芸作物(振興作物=ブロッコリー・ネギ・タマネギ・キュウリ)、花卉、 果樹の生産を振興するとともに、新たな需要に応える生産体制を構築する。

・作業の省力・効率化を図るため、市全域をカバーする高精度位置情報基地局を整備するとともに、自動操舵システム導入などへの補助を行ことにより、スマート農業の取組を促進しており、今後も継続的に導入拡大を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

[	区域内の農用地等面積	1,401.1 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,401.1 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、 具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業	の将え	来の	在り	方に	こ向け	た点	農用地	也の対	]率的	かつ総	合的	りな	利用	用を	図る	たと	かに	必要	をな	事項	Į				
	(1)農用地の集積、集約化の方針																									
	営農改善組合(農用地利用改善団体)等の調整により、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化 (集団化)を促進する。															勺化										
	(2)	農地	中間	管理	里機相	構の流	舌用	<u></u> 方針																		
	農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の理解・同意を得ながら担い手への集積・集約化を図る。																									
	(3) 其般敦歴事業への取組方針																									
	(3)基盤整備事業への取組方針																									
	生産基盤の強化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を推進する。																									
	(4)	多様	よ経'	営体	り	雀保∙	育邡	はの取	組方	針																
	地域	内外	から	のき	多様	な経営	営体	の参え	入を目	指し	、南相	馬市	農:	業委	員	会・	福島	鼎	相双	農	林事	務	折・,	ડે.<ા	まます	ト農
	地域内外からの多様な経営体の参入を目指し、南相馬市農業委員会・福島県相双農林事務所・ふくしま未来農業協同組合等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。																									
	(5)	農業	劦同	組合	\$等(	の農業	美支	援サ-	<u>ー</u> ビス	事業	者等へ	の島	豊作	業	委討	Eの;	舌用	方	針							
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 必要に応じて活用する。																										
	し 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)																									
	<b>V</b> (	1)鳥	<b></b>	害防	ち止る	対策		②有	機∙減	農薬・	減肥料	. V	3	スマ	7—	ト農業	業「		4)畑は	也化	•輸占	出等		<b>5</b> 5	果樹等	
		6燃料	斜∙資	[源	作物	等	V	⑦保	全•催	理等		V	8	農美	業用	施言	设□		9耕	畜	連携	等		107	その他	
	【選	択した	:上言	己の	取組	1方針	]	8				8	•											•		
	③ス 推進 ⑦多	マーI し、営 面的	ト農業 営農規 機能	業技 現模 支	術導 拡力 払交	拿入仮 大等の 付金	進 )生 を活	事業 <i>の</i> 産基型 用し、	の活用 盤の強 、農地	引によ 食化や 1・水路	柵等貸り、農業 り、農業 ・農道 ・園芸イ	美用相 の省 等の	機力と	成の 化 全管	自重 を図 管理	助操。 lる。 lを実	€施	すん	<b>3</b> 。					−ン	等の普	及を